

Q 退職の申し入れは、期間の定めの有無により異なるか

A

1 期間の定めのない労働契約（民法 627 条 1 項、2 項）

- ・ 解約は申し入れの日から 2 週間の経過で効力を発する。
- ・ 月給者は、月末で辞める場合は月の前半までに申し出る必要がある。

2 期間の定めのある労働契約（民法 628 条）

- ・ 原則として、契約期間の途中で解約できない。
- ・ 途中で解約することができるのは、「やむを得ない事由」がある場合に限られる。ただし、1 年を超える労働契約を締結している場合は、1 年を経過した後は、いつでも退職可能（労基法 137 条）。

なお、「やむを得ない事由」は厳格に解釈されており、民法上当事者の一方が解約により相手方に損害を与えた場合には、その賠償責任を負う（民法 628 条ただし書き）ということにも留意しなければなりません。

（やむを得ない事由）

- ・ 使用者が破産した場合（民法 631 条）
- ・ 使用者が債務を履行しないとき（民法 541 条）
- ・ 雇入れの条件が異なるとき（労基法 15 条 2 項） など